

軽自動車税の税制改正にかかる税率改正について

平成 26 年度税制改正により税率改正時期を平成 27 年 4 月 1 日とした軽自動車税について平成 27 年度税制改正において税率改正時期を平成 28 年 4 月 1 日へと一部 1 年間延長となりました。

これによる原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車の税率は、下記のとおりとなります。

なお、三輪以上の軽自動車は、平成 27 年 4 月 1 日に新車新規登録した車両と平成 27 年 4 月 2 日以降に新車新規登録した車両とは適用扱いが違いますのでご注意願います。

また、最初の新車新規登録から 13 年を経過した三輪以上の軽自動車は、平成 28 年度から重課税率が適用になります。

●原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車の税率（平成 27 年度税制改正により平成 27 年度課税分は平成 26 年度と同率となります。）

車種区分		～平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度～
原動機付自転車	50cc 以下 (白色のナンバープレート)	1,000 円	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下 (黄色のナンバープレート)	1,200 円	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下 (桃色のナンバープレート)	1,600 円	1,600 円	2,400 円
	ミニカー (水色のナンバープレート)	2,500 円	2,500 円	3,700 円
軽 二 輪	125cc 超 250cc 以下	2,400 円	2,400 円	3,600 円
小型二輪	250cc 超	4,000 円	4,000 円	6,000 円
雪 上 車		2,400 円	2,400 円	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600 円	1,600 円	2,400 円
	その他のもの	4,700 円	4,700 円	5,900 円

●軽自動車（三輪以上）の税率

車種区分	平成 27 年度～			平成 28 年度～			
	平成 27 年 3 月 31 日 以前に初度検査を受 けたもの (現行税率) ①	平成 27 年 4 月 1 日 に初度検査を受け たもの (新税率) ②	平成 27 年 4 月 2 日 以降に初度検査を 受けたもの (新税率) ③	初度検査から 13 年 経過したもの (重課税率) ④			
軽自動車	三 輪	3,100 円	3,900 円	3,900 円	4,600 円		
	四 輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	10,800 円	12,900 円
			営業用	5,500 円	6,900 円	6,900 円	8,200 円
		貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	5,000 円	6,000 円
営業用			3,000 円	3,800 円	3,800 円	4,500 円	

①の方・・・平成 27 年度課税分は、現行の税率により税額が算定されますが平成 28 年度分は新税率にて課税されます。

②の方・・・平成 27 年度課税分から新税率にて課税されます。

③の方・・・平成 28 年度課税分から新税率にて課税されます。

●重課税率の適用について

平成 28 年度から、4 月 1 日現在（賦課期日）で新車新規登録後 13 年以上経過した車両は、重課税率④が適用されます。平成 28 年度は平成 14 年以前に新車新規登録を受けている車両が対象です。

※新車新規登録日は「自動車車検証」の「初度検査年月」の欄に記載されています。